

(資料) インド障害法の変容

浅野 宜之

インドにおいて障害者に関連する法令は複数あるが、そのうち障害種別に関係なく総合的な法令として制定されているのが障害者（権利保障）法¹⁾（The Rights of Persons with Disabilities Act, 2016: 以下2016年法と略）であり、そのほか重要な法令としては1999年自閉症、脳性まひ、精神遅滞及び複合障害がある者の福祉のための信託法（The National Trust for Welfare of Persons with Autism, Cerebral Palsy, Mental Retardation and Multiple Disabilities Act, 1999）や、2017年精神保健法²⁾（The Mental Health Act, 2017: 以下2017年法と略）などがある。

まず総合的な法令としてインドは1995年に障害者（機会均等、権利保護及び完全参加）法（The Persons with Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights and Full Participation) Act, 1995: 以下1995年法と略）を制定し、その権利保障とともに障害者の権利保護のための国家機関である障害者チーフ・コミッショナー事務所について規定している。その後2007年に国連障害者の権利条約³⁾（The Convention on the Rights of Persons with Disabilities 以下CRPDと略）を署名及び批准したことから、国内法を整備し、条約の内容と整合性をとることができるようにする必要が生じた。そこで、政府は新障害者法の制定に着手し、最終的に2016年法を制定した。

また、精神保健に関してみれば、植民地統治期の1912年インド精神障害法（Indian Lunacy Act, 1912）が改正され、1987年精神保健法⁴⁾（The Mental Health Act, 1987: 以下1987年法と略）として制定されたものがさ

らに近年改正され、2017年法として制定されている。最後の改正は、2016年法の制定と同じくCRPDを批准したことによるものである。

このように、CRPDの批准にともないインドでは障害者に関わる国内法の整備が進められている。そこで本稿では、総合的な法令として1995年法と2016年法、精神保健に関する法令として1987年法と2017年法との新旧の規定に関わる構成及び内容を比較する。2016年法全条文の和訳については浅野（2018a）を、また、1995年法の概要については浅野（2010a）を参照いただきたい。なお、インドにおける障害者をめぐる社会的状況や経済的背景については森（2011）があり、また、アジア諸国における障害法の研究についてはアジア経済研究所の障害者法に関わる研究班がこれまで継続的にその成果を刊行している⁵⁾。本稿執筆にあたり、それらの先行研究を参照した。

1. 1995年法と2016年法

1.1 両法の差異概観

表1は、1995年法と2016年法のそれぞれの構成及び条文のタイトルである。この表から示すことができることは、概ね以下の通りである。

①両者を比べてみると、1995年法が74カ条で構成されているのに比べ2016年法は102カ条と、大きく増加されていることが分かる。ただし、後述するようにその規定内容は大きく異なっている。

②法律の構成として、1995年法では中央や州の調整委員会についての規定がまず設けられ、その後に教育や雇用など障害者の権利に直接関わる規定が設けられているのに対して、2016年法では教育や社会保障などの規定がまず設けられたうえで、諮問評議会などの組織に関する規定が設けられているかたちをとっている。また、2016年法では障害者の権利に関わる規定が1995年法に比べて対象事項の広がり、詳細さなどの点で充実したものになっている。

③特別法廷や法令違反に関する規定などが2016年法では新たに設けられている。逆に、その規定内容は別として、障害の予防及び抑制という観点からの規定は2016年法では設けられていない。

上記の他にも2016年法が1995年法に比べて大きく異なっている点は見受けられるが、本稿では2016年法を特徴づけていると考えられる部分について特に焦点を当てて概観したい。

1.2 条項数の変化

1995年法では、表1にみられるように全体で74カ条あり、そのうち第2章に置かれる第3条から第12条までが中央執行委員会 (Central Executive Committee) の設置、委員 (任期、欠格事由など)、会合、職務などについての規定であり、第3章に置かれる第13条から第24条までが州執行委員会 (State Executive Committee) についての規定となっている。このように障害者問題にかかわる政府機関についての規定が相当数を占めているなか、障害者の権利及び生活向上にかかわる実体的な規定は第5章 (教育、第26条から第31条)、第6章 (雇用、第32条から第41条)、第7章 (アフターマティブ・アクション、第42条及び第43条)、第8章 (非差別、第44条から第46条) などに限られている。

第9章は研究などに関する規定であり、第10章は障害者のための組織 (institutions) に関する規定でその登録認証などの手続きについて定められている。第11章は第56条のみで構成される章で、重度の障害がある者 (persons with severe disabilities) に対する機関設置についての規定である。第12章は障害者チーフ・コミッショナー (Chief Commissioner for Persons with Disabilities) 及び同コミッショナーについて、その任命、職務、権限などについての規定が第57条から第65条にかけて設けられている。第13章は社会保障について第66条から第68条の3カ条が規定されている。第14章はいわゆる雑則とされるもので、規則制定権に関する規定などがもりこまれている (第69条から第74条)。

このように1995年法の条文の半数以上を障害者に関わる組織の設置や構成にかかわる規定が占めている。これに対して、2016年法ではどのような構成になっているかを同じく表1から概観すると、次の通りとなる。

1995年法と同じく、第1章では略称及び施行、そして用語の定義についての条文が設けられている（第1条から第2条）。1995年法との大きな違いは続く第2章において「権利及び権原」と題して、平等、女性および自動、地域生活、残虐な扱いなどからの保護、リプロダクティブ・ライツ、投票へのアクセス、司法へのアクセス、法的人格などについて規定が設けられている点にある。このような構成となった背景には、2016年法がCRPD批准を契機として制定されたことにあると考えられる。

第3章は教育（第16条から第18条）、第4章は技能開発及び雇用（第19条から第23条）、第5章は社会保障、リハビリテーションなどについての規定が盛り込まれている（第24条から第30条）。第6章は基準値以上の障害がある者に対する特別規定として、高等教育機関などにおける留保などについて定めをおいている（第31条から第37条）。第7章は第38条のみの章であり、高度な支援を必要とする障害者のための特別規定とされている。

第8章は関連する政府の義務及び責務として、啓蒙キャンペーンやアクセシビリティの確保、情報へのアクセスなどについて政府機関がとらなければならない措置などについて規定を設けている（第39条から第48条）。第9章以降は障害者に関わる組織や機関についての規定が置かれている。まず第9章では障害者のための組織の登録及びその認証として、関連組織の登録認証又は取消しについて定められている（第49条から第55条）。

第10章は特定障害の認定というタイトルになっているが、認定組織の指定や認定手続きに係る規定がその主な内容である（第56条から第59条）。第11章は連邦および州の障害諮問評議会についての規定で、委員の構成、欠格事由、評議会の職務などが規定されている（第60条から第73条）。

第12章は障害者チーフ・コミッショナー及び州障害者コミッショナーについての規定が設けられており（第74条から第83条）、それらの任命や職

務について定めている。浅野（2010b）が紹介したように障害者チーフ・コミッショナーは事業所などにおける障害者差別に対して勧告を行うなど、障害者の人権保護において重要な役割を担っている。1995年法上のチーフ・コミッショナーとの規定上の異同については後述する。

第13章以降は1995年法にはなかった規定が続き、まず第13章では特別法廷について（第84条及び第85条）、第14章では国家障害者基金（第86条及び第87条）、第15章で州障害者基金（第88条）そして第16章で犯罪及び処罰と題して2016年法の規定違反に対する処罰、残虐な犯罪に対する処罰等について規定している（第89条から第95条）。

最後の第17章は雑則であり、1995年法とほぼ変わらない内容の規定が設けられている（第96条から第102条）。

以上のように、単純に条項数だけで見ると2016年法では1995年法に比べ大きく増加していることが分かる。とくに第13章から第16章にかけては1995年法にはなかった内容の条項が設けられたため、その分（12か条）は2016年法において純増したものであり、また、第2章に盛り込まれている障害者の権利及び権原に関する規定も、その多くは1995年法では条文立てがなされていないものであり、結果として2016年法の条項数の増加につながっているということが出来る。しかし、1995年法と2016年法との違いにおいてより重要なのは各条文における内容の差異である。続いて、2016年法にのみ規定されている重要な条文について見ただけで、1995年法と2016年法の双方において規定されている事項について、それぞれの法律がいかなる規定を設けているのかを概観する。

1.3 1995年法と2016年法との規定内容の差異

① 2016年法に新たに追加された条項の例

第3条「平等及び非差別」は障害者の平等権に関わる一般的規定で、その条文は次の通りである。

第3条（平等及び非差別）

- (1) 関連する政府は、障害者が平等権、尊厳ある生活及び他者と平等に彼又は彼女たちの誠実さを尊重されることを享受できるよう保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、適切な環境を供与することで障害者がその能力を活用できるよう措置を取らなければならない。
- (3) 障害者は、非難される行為又は排除が正当な目的を達成するために必要な手段であると示されていない限り、障害を理由に差別されない。
- (4) 何人も障害を理由に個人的自由を妨げられない。
- (5) 関連する政府は、障害者の合理的待遇を保障するために必要な措置を取らなければならない。

1995年法では、たとえば第8章において「交通における非差別」（第44条）、「政府の雇用における非差別」（第47条）など個別の事項に関する非差別規定が設けられていたが、上述の2016年法第3条のような非差別に関する一般規定は設けられていなかった。これは、2016年法が2007年CRPD批准を受けて制定されたことのあらわれとみることができよう⁶⁾。

2016年法第5条も1995年法にはないタイトルの規定である。

第5条（地域生活）

- (1) 障害者は、地域において生活する権利を有する。
- (2) 関連する政府は、障害者が
 - (a) 特定の条件の下で生活することを強制されず、
 - (b) 年齢及びジェンダーを適切に考慮に入れた生活のために必要な個人的支援を含む組織内、居宅内及びその他の地域の範囲での支援へのアクセスを供与されなければならない。

このように、障害者が地域において生活することを権利として認める規定が明記された点も、1995年法との大きな違いであり、2016年法を特徴づけているものである。これは、CRPD 第19条において「自立した生活及び地域社会への包容」と題した規定が設けられたことにつながっている。

また、司法へのアクセスについて定めた2016年法第12条も、興味深い規定である。これは、前述のCRPDでは第13条において「司法手続の利用の機会」について規定しているものと連動して定められたものである。その内容は以下のとおりである。

第12条（司法へのアクセス）

- (1) 関連する政府は、障害者のすべての裁判所、審判所、機関、委員会又はその他の司法権若しくは準司法権若しくは調査権限を有する組織に、障害を理由とする差別なくアクセスする権利を保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、とくに家族から離れて生活する障害者及び高度な支援を必要とする障害者が法的権利を行使するための適切な支援方法を設けるために措置を取らなければならない。

司法へのアクセスは、障害者に限らず都市部から離れた地域に住む住民や、女性、経済的に厳しい状況にある者など、いわゆる社会的にマイノリティとされる人々にとっては、社会における「正義 (Justice)」を得る機会を保障するものとして、不可欠なものである。したがって、現代においては重要な権利であり、2016年法において規定が設けられた意義は大きい。

また、2016年法第13条「法的人格」及び第14条「法的能力」にかんする規定は、CRPDのうちさまざまな規定と関連するものであるが、その一つには同条約第12条の「法律の前にひとしく認められる権利」として、法的能力享有の平等、法的能力行使に際しての支援、財産の所有、相続などについて定めているものが挙げられる。2016年法の規定の一部は以下のと

おりである。

第13条（法的人格）

- (1) 関連する政府は、障害者の他の者と同等な、動産若しくは不動産を所有又は相続し、自らの金融活動を管理し、及び銀行ローン、抵当及びその他の形態の金融的信用にアクセスする権利を保障しなければならない。
- (2) 関連する政府は、障害者がその他の者と同等に、生活のすべての部面において法的能力を行使すること及びその他の者と同等に法の前において平等に認識される権利を保障しなければならない。
(以下略)

第14条（法的能力）

- (1) 効力を有するその他の法律の規定に関わらず、本法の施行の日から、県裁判所又はその他の権限ある機関は、州政府の通知により、適用及び適切な支援を受けている障害者が法的拘束力ある決定を行えないとき、その者との協議のうえでこれを代理して州政府の定めうる手続きに基づき、法的拘束力ある決定をなしうる限定的後見人により、さらなる支援を提供することができる。(以下略)

このように、CPRDの批准に対応して2016年法には障害者の権利に直接関わる規定が設けられた。たとえば上述の規定を除けば、2016年法第4条はCRPD第6条（障害のある女子）及び第7条（障害のある児童）に、2016年法第6条及び第7条はCRPD第15条（拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由）に対応した条項である。また、2016年法第11条はCRPD第29条（政治的及び公的活動への参加）に、2016年法第29条及び第30条はCRPD第30条（文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加）に関わるものである。

CPRDの規定とは直接関係ないものの新たに導入されたものとして、2016

年法の規定に違反した者や、公衆の面前で障害者を侮辱した者、女性障害者に対して暴行をはたらいた者、女性障害者の妊娠に関して、本人の同意なく流産等の措置をとった者などについて管轄する特別法廷の規定がある。

第84条（特別法廷）

迅速な審理のため、州政府は高等裁判所長官と共同で、通知により各県でセッションズ裁判所を本法の下での犯行を審理する特別法廷に指定する。

第85条（特別検察官）

- (1) すべての特別法廷において州政府は、訴訟を処理するための特別検察官として、検察官から指定するか又は弁護士として7年以上の経験を有する弁護士を任命する。(以下略)

これらの規定もまた「障害者の権利」を保障するという観点から重要な規定であり、今後これらに関連する判例の蓄積が待たれる事項でもある⁷⁾。

上述の規定は2016年法で新たに独立して設けられた規定であるが、1995年法と2016年法のいずれにも規定が設けられていた事項については、その内容に変化はみられるのであろうか。

② 両法において類似したタイトルの規定が設けられている場合

1995年法第44条は、「交通における非差別」として、以下の規定を設けている。

第44条（交通における非差別）

- (1) 交通セクターにおける事業者は、その経済的能力及び発展の限りにおいて、障害者の利益のために（以下に掲げる事項につき：訳者注）特別な措置をとらなければならない；
 - (a) 鉄道の車両、バス、船舶及び旅客機においてこれらの者が容易にアクセスできるよう適合させ
 - (b) 鉄道の車両、船舶及び旅客機のトイレにおいて車いす利用者

が容易に使用できるよう適合させなければならない

これに対し、2016年法第41条は「交通機関のアクセス」として、以下の内容の規定を設けている。

第41条（交通機関のアクセス）

- (1) 関連する政府は、以下に掲げる事項を提供するために適切な措置を講じなければならない。
 - (a) バス停留所、鉄道の駅及び空港の駐車場、トイレ、切符売り場及び切符販売機に関連してアクセシビリティ基準に適合する障害者のための設備
 - (b) 技術的に可能であり、障害者にとって安全であり、経済的に実行可能でデザイン面で大幅な構造変化を必要としない古い型式の交通機関の改修を含む、デザイン基準に適合した、すべての種類の交通機関へのアクセス
 - (c) 障害者にとって必要な移動手段のためのアクセス可能な道路
- (2) 関連する政府は障害者が支払い可能な金額での以下に掲げる個人的移動手段の促進のための計画を開発しなければならない
 - (a) 奨励金及び免許
 - (b) 自動車の改修 及び
 - (c) 個人的移動補助手段

以上のように1995年法の規定と2016年法の規定とを比較すると、1995年法では障害者のアクセスの保障にあたり責任を負うのが事業者とされているのに対し、2016年法では政府の責任について規定している点が大きく異なっている。また、2016年法で規定する範囲は1995年法のそれと比べても広がっており、また具体的になっていることがみてとれる。

また、障害者の権利保障にとって重要な役割を果たしているのが、障害者チーフ・コミッショナー及び州レベルでのコミッショナーである⁸⁾。こ

の役職については1995年法、2016年法のいずれにおいても規定が設けられている。その職務に関する条項についてみると、1995年法では以下のとおりである。

第58条 (チーフコミッショナーの職務)

チーフ・コミッショナーは、

- (a) コミッショナーの業務を調整し、
- (b) 連邦政府により支出された基金の活用を監視し、
- (c) 障害者の権利及び障害者が利用できるようにされた設備を保護し、
- (d) 政府が定める期間において本法の履行状況について中央政府に報告書を提出しなければならない。

第59条 (障害者の権利侵害に対する不服申立てに関するチーフコミッショナーによる審査)

第58条の規定に関わらず、チーフ・コミッショナーは、職権により又は侵害を受けた者若しくは他の者からの申立てにより、以下に掲げる事項についての異議申立てについて審査することができ、関連する機関とともにこれを取り上げることができる。

- (a) 障害者の権利の侵害
- (b) 障害者の福祉及び権利保護のための関連する政府又は地方機関が制定し又は発する法律、規則、条例、規程、行政命令、ガイドライン又は指導の不実施。

これに対し、2016年法第75条以下では、同じ障害者チーフ・コミッショナーについて、以下の通りの規定を設けている。

第75条 (チーフコミッショナーの職務)

(1) チーフ・コミッショナーは、

- (a) 職権又はその他により、いかなる法律の規定、政策、事業及

び手続で本法に抵触するものを特定し、必要な是正措置を勧告する

- (b) 障害者の権利侵害事案及び関連する政府が連邦政府である事項で当事者のために適用しうる保護手段について職権又はその他により審問し、関連する機関とともに当該問題については是正措置について対処する
 - (c) 本法又はその他効力を有する法律による又はその下での障害者に対する保護手段について検討し、その効果的な実施について勧告する
 - (d) 障害者の権利享受を阻害する要因について検討し、適切な救済手段について勧告する
 - (e) 障害者の権利に関する条約及びその他の国際文書について研究し、その効果的実行について勧告する
 - (f) 障害者の権利の分野における研究を実施及び推進する
 - (g) 障害者の権利及びその保護のための手段に関する意識化を進める
 - (h) 障害者のための法律の規定、計画及び事業の実施について監督する
 - (i) 連邦政府により支出された障害者のための基金の活用について監督する
 - (j) その他連邦政府が割当てする事務を遂行する。
- (2) チーフ・コミッショナーは、本法の下での事務を遂行するにあたりコミッショナーと協議しなければならない。

以上のように、1995年法ではチーフ・コミッショナーの職務は第一に各州において配置されるコミッショナーの業務の調整という点に重きがおかれていたが、2016年法では1995年法で第59条に規定されていた障害者の人権侵害に対する対応を第75条の冒頭近くに置いているところから、障害

者チーフ・コミッショナーの職務のなかでも権利侵害を受けた障害者に対する審問及び救済措置が重要な位置づけをもつようになっていることがうかがわれる。

障害者の権利保護という観点で旧法に比べより多く盛り込まれたこととなった2016年法であるが、これと同様の事例が精神保健法にもみられる。つづいて次節では、1987年精神保健法と2017年精神保健法の条項について、比較したい。

2. 1987年法と2017年法

2.1 両法の差異概観

表2は、1987年法および2017年法のそれぞれの条項タイトルを表にしたものである。これによれば、1995年法と2016年法との差異にみられるものと同様、1987年法と2017年法とでも、いくつかの違いがみられる。それは、外見的には条項数の違いであり、内容的には規定されている事項ということになる。

① 条項数の違い

1987年法は全10章、98か条からなる法律である。これに対し、2017年法は全16章、126か条から構成される。条文数の増加とともに、2016年法の場合と同様、新たな規定が盛り込まれている。

② 内容面での変化

1987年法も2017年法も、第1章は予備規定として、略称や施行期日、文言の定義について定めている（各法第1～2条）。しかしそれ以降は両法において規定している内容は大きく異なっている。

まず1987年法では、第2章で精神保健機関として、連邦および州における精神保健サービス機関について規定している（第3～4条）。そして第3章では精神病院及び精神障害療養所について、その運営や許可について定めている（第5条～第14条）。第4章は精神病院又は精神障害療養所への

入所及び拘束について、任意による入所や収容命令について、又は退所について22か条にわたって規定が設けられている（第15～36条）。第5章は精神障害者の監察、退所、一時退所及び転所についての規定で構成されている（第37～49条）。第6章は財産を保有する精神障害者、その年金の保管及び財産の管理に係る司法の審理について規定している（第50～77条）。この章では後見人等の任命やその責務、障害者の財産などについての規定が盛り込まれている。第7章は精神病院又は精神障害療養所に収容された者の費用に関する責任について、第78条から第80条の三か条で規定している。第8章は第81条のみであるが、精神障害者の人権保護についての規定である。第9章は罰則及びこれに関する手続きについての章であり（第82～87条）、第3章の規定に抵触する精神病院等の設置や不適切な入所等に対する罰則などが規定されている。最後に第10章は雑則として、政府の規則制定権限や法律扶助などについての規定で構成されている（第88～98条）。

以上のように1987年法では、精神障害者の入所する施設やこれを監護する人、あるいはその財産等の管理権限を持つ者についての規定が多く定められていることが分かる。続いて、比較のために2017年法の第2章以下の章立てを概観する。

まず第2章では、1987年法とは異なり精神障害の診断、診療の決定権限等について規定している（第3～4条）。続いて第3章では事前指示(Advance Directive)について、その手続きや遵守義務等についての規定を設けている（第5～13条）。第4章は指名代理人について、その任命、責務等についての規定で構成されている（第14～17条）。第5章が2017年法でも重要と考えられる章で、精神障害者の権利についての具体的な規定が11か条（第18～28条）にわたり盛り込まれている。その中には、ケアへのアクセスの権利、地域生活の権利、平等および非差別、秘密保持の権利、法律扶助への権利などがある。第6章は関連する政府の責務として、精神保健等のプログラムの推進、スティグマの減少などの規定が設けられている（第29～32条）。第7章は中央精神保健機関(Central Mental Health Authority)に

ついて、委員の任期、構成、機関の事務などについて規定しており（第33～44条）、第8章では州精神保健機関（State Mental Health Authority）についての規定が設けられている（第45～56条）。第9章は財務、会計及び監査についての規定で、精神保健機関基金や機関の年次報告書等について定めている（第57～64条）。第10章は1987年法の第3章に対応するもので、精神保健施設について、その登録、監査、査察等に関する規定で構成されている（第65～72条）。第11章は事前指示の登録変更、指定代理人の任命、支援入所、情報開示等に関連する決定等を行う精神保健評議会（Mental Health Board）についての規定で構成され（第73～84条）、第12章は精神障害者の施設への任意あるいは支援による入所、退所についての規定で構成されている（第85～99条）。第13章は警察官、治安判事、刑務所等における精神障害者に対する処遇問題について、「その他の機関の」責任についてというかたちで規定している（第100～105条）。第14章は第106条のみの章で、専門家の管轄外の職務の遂行に関する規定、第15章は2017年法の規則等の違反に対する罰則で、概ね1987年法の第9章にある規定と対応するものとなっている（第107～109条）。第16章の雑則も1987年法に比べると条項数が増えており、1987年法に定められていた政府の規則制定権限、規則等の提出、問題解決権限などは2017年法でも定められているが、このほかに州政府の州機関に対する優越、東北部及び丘陵地域諸州に対する特別規定などが新たに定められた規定である（第110～126条）。

以上のように条項数では大きな違いがみられ、またその内容も CRPD 批准が影響を及ぼしたものとなっている。続いて次項では2017年法で新たに規定された条文及び1987年法と2017年法とで類似したタイトルの条文について概観する。

2.3 1987年法と2017年法との規定内容の差異

① 2017年法において新たに規定された条項

まず、精神障害の決定及び本人の決定能力についての規定が冒頭に設け

られている。

第3条（精神障害の決定）

- (1) 精神障害は（世界保健機関の最新の疾病の国際的分類を含む）連邦政府が指定した国内的又は国際的に認められた医学的基準に従い、決定されなければならない。
- (2) いかなる人又は機関も、精神障害の治療又は本法若しくは効力有する他の法律の下でのその他の事項に直接関係する目的以外に、精神障害者として分類してはならない。
- (3) 精神障害は、以下に掲げる事項に基づき決定しなければならない。
 - (a) 政治的、経済的若しくは社会的地位又は文化的、民族的若しくは宗教的団体のメンバーであること、又はその人の精神保健の状態と直接関係しないその他の理由
 - (b) その人の属するコミュニティにおいて支配的な道徳的、社会的、文化的、労働若しくは政治的価値又は宗教的信条と適合的でないこと。
- (4) 治療又は精神保健施設への入院の経歴で、たとえ関連があるとしても、これのみで現在又はこれ以降の精神障害の決定を正当化してはならない。
- (5) 精神障害の決定のみで管轄する裁判所の宣言がないかぎり、精神異常であるとし、又はそのように扱ってはならない。

第4条（精神保健ケア及び治療の決定能力）

- (1) 精神障害者を含む何人も、以下に掲げる能力を有するかぎり、自らの精神保健ケア又は治療に係る決定をなす能力を有するものとみなす。
 - (a) 治療、入所又は個別支援の決定に関する情報を理解でき、
 - (b) 治療、入所又は個別支援の決定の有無について理性的な予見可能性を認識し、

- (c) a号に基づく決定について、発話、表現、身振り又はその他の方法でコミュニケーションをとることができる。
- (2) 1項にいう情報については、該当者が理解する簡易な言語又は手話、視覚支援若しくは該当者が情報を理解しうるその他の手段で伝達されなければならない。
- (3) 自らの精神保健ケア又は治療について決定した事項について、他者がこれを不相当又は誤りと認識したとしても、これのみによって精神保健ケア又は治療について決定する能力がないものとみなしてはならず、1項にいう自らの精神保健ケア又は治療に係る決定をなす能力を有するものとする。

以上のように、冒頭において自らのケアなどについて決定できるという能力について規定を設けている点が注目される。また、このほかに注目される条項として、地域生活の権利と題された第19条がある。

第19条（地域生活の権利）

- (1) すべての精神障害がある者は、
- (a) 社会の中で生活し、その構成者となり及び社会から隔離されない権利を有し、
- (b) 家族を持たず、若しくは家族から受け入れられず、若しくは住居を持たず、若しくは地域ベースの施設の欠如のみを理由として、精神保健施設に入所させ続けられることはない。
- (2) 精神障害者が家族若しくは親族と同居できず、又は精神障害者が家族若しくは親族から遺棄されているとき、関連する政府は法律扶助を含む適切とされる支援を提供し並びに家庭を持つ権利及び家庭で生活する権利の行使を奨励しなければならない。
- (3) 関連する政府は、合理的な期間内において、長期入所精神病院のようなより制約的な精神保健施設での治療を必要としない者に

対し、ハーフウェイホーム又はグループホーム等を含む、より制限的でない地域ベースの施設の設置又は支援をしなければならない。

この条文は、精神障害をもつ者に対してできるかぎり精神病院などで長期入院させるのではなく、地域コミュニティにおける生活をできるように政府に求めている。これは、「自立した生活及び地域社会への包容」について規定したCRPD第19条に対応したものとえよう。

上記のほか、2017年法第5章を構成する条文では第18条（精神保健ケアへのアクセスの権利）はCRPD第25条（健康）に対応するもの、第20条（残虐、非人間的及び名誉を棄損する扱いから保護される権利）はCRPD第15条に、同第21条（平等及び非差別の権利）はCRPD第5条に対応、そして第22条から第24条はCRPD第9条（施設及びサービス等の利用の容易さ）、第21条（情報の利用の機会）、第22条（プライバシーの保護）に関わるものとなっている。また、2017年法第27条（法的扶助の権利）は、CRPD第13条に対応したものとなっている。このように精神障害者の人権に関わる具体的な規定が2017年法では新たに設けられていることが分かる。

② 1987年法と2017年法との類似した規定

1987年法第8章は「精神障害者の人権保障」と題したものである。これを構成する第81条は条文のタイトルとして「人権」を明示したものであるが、下記のとおりである。

第81条（精神障害者が人権侵害されることなく処遇されること）

- (1) いかなる精神障害者も（物理的若しくは精神的に）尊厳を傷つける又は残虐な治療の対象とはならない
- (2) 治療を受けている精神障害者は、以下の場合を除いて研究の対象とはされない
 - (a) 当該研究がその者の診断又は治療に直接利益を提供するものであるとき 又は

- (b) その者が任意の患者でありその書面による合意があるとき又はその者が（任意の患者であれ若しくはそうでない者であれ）未成年若しくはその他の理由で無能力の場合、後見人若しくはその他の代理して合意をなす能力がある者が、当該研究について書面で合意しているとき。
- (3) 第94条に基づく嫌がらせ若しくは名誉を棄損する通信若しくは精神障害者の治療について偏見を与える対応を予防する目的での規則にしたがい、治療中の精神障害者による若しくはこれに当たった書面若しくは通信は、遮断、保留又は毀損されることはない。

という内容であった。これに対応するのが主に2017年法の残虐な処遇を禁じた第20条及び研究に関する第99条である。このうち第99条は以下のような内容である。

第99条（研究）

- (1) 研究を実施する専門職は、インタビュー又は心理的、身体的、化学的若しくは医学的介入を含む研究に参加するすべての精神障害者から任意で及び事前の合意を得なければならない。
- (2) いかなる心理的、身体的、化学的若しくは医学的介入を含む研究が任意で事前の合意を与えられない者に対して実施され、その研究への参加を拒否できないときは、関連する州政府に対し当該研究実施の許可を得なければならない。
- (3) 州機関は、以下の事項を満たすと認めたとき、精神障害者の指定代理人の事前の合意に基づき、研究の実施を認めることができる。
- (a) 提案された研究が、任意で事前の合意を示すことができる者を対象にしてはできないこと
- (b) 提案された研究が、その者が代表する人々の福祉にとって必要であること

- (c) 提案された研究の目的が、精神障害者の特定の精神障害に関わるニーズに関連する知識を得るものであること
 - (d) 提案された研究を実施する者又は機関の利益が完全に公開され、及びその利益が相反しないこと 及び
 - (e) 提案された研究はすべての研究実施に関わる国内的及び国際的ガイドライン並びに規程に従い、並びに当該研究実施に当たり機関の倫理委員会からの認可を得ていること
- (4) 本条の規定は、匿名性が保障される限り、事前の合意が得られない者のケース調査を制限するものではない。
- (5) 精神障害者又は本法に基づきいかなる研究に対する関与に対し同意する指名代理人は、研究実施期間内のいかなるときにおいても同意を取消することができる。

となっており、1987年法とは規定の仕方が異なっていることが分かる。

すなわち、1987年法では「精神障害者の人権保障」というタイトルでは施設入所者に対する処遇及び調査研究などにおける精神障害者の権利保護に焦点が当たっていたのに対し、2017年法では、研究における人権保障のみならず、前述のようにさまざまな分野での精神障害者の権利保障について規定を設けていることが明らかである。

まとめ

本稿はインドにおける障害者の権利にかかわる法律のうち、1995年法と2016年法について、そして精神障害者にかかわる法律のうち、1987年法と2017年法について概要を比較した。いずれも新しい法律はCRPD批准を契機に制定されたものであることが、新たに規定された条項からうかがわれた。今後は2016年法と2017年法のそれぞれについて規定内容をより詳細に検討するとともに、これに関わる判例の収集及び分析を進めたいと考える。

注

- 1) 1995年法及び2016年法については、Commercial's (2018) を参照した。
- 2) *The Gazette of India, Extraordinary, Part II - Section II* (April 7, 2017), *The Mental Health Act, 2017* (Act No. 10 of 2017)
- 3) 本稿では外務省ウェブサイト掲載の同条約和訳を参照した。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
(2019年1月1日最終アクセス)
- 4) 以下の文書を参照した (2019年1月3日最終アクセス)。
https://mohfw.gov.in/sites/default/files/2077435281432724989_0_0.pdf
- 5) 小林 (2010)、同 (2012)、同 (2015)、同 (2017) がこれまで刊行されており、アクセシビリティに関わる研究成果が2019年に刊行される予定である。
- 6) CRPD 第5条は「平等及び無差別」として一般規定を設けている。なお、本稿では「non-discrimination」を「非差別」として訳出している。
- 7) 2017年4月には、最高裁は各州政府及び連邦直轄領に対して、特別法廷の設置を要請する指令を発している。報道によれば、3か月以内に設置することを求めている。'Set up special courts in each district to try offences against disabled persons: SC to states, UTs' April 25, 2017, *The Times of India*
<https://timesofindia.indiatimes.com/india/set-up-special-courts-in-each-district-to-try-cases-against-disabled-persons-sc-to-states-uts/articleshow/58365095.cms>
(2018年12月24日最終アクセス)
- 8) 障害者チーフ・コミッショナーの1995年法上の職務のうち、不服申立てに対する審理について、浅野 (2010b) を参照のこと。

参考文献

- 浅野宜之 (2010a) 「インドにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所研究双書No.585 日本貿易振興機構アジア経済研究所 149-182頁
- 同 (2010b) 「インドにおける障害者チーフ・コミッショナー事務所が処理した不服申立て等の事例について」『大阪大谷大学紀要』No.44 184-200頁
- 同 (2017) 「インドにおける女性障害者の現状—法制度からの検討—」小林昌之編『アジア諸国の女性障害者と複合差別』アジア経済研究所研究双書No.629 日本貿易振興機構アジア経済研究所 211-242頁
- 同 (2018a) 「インド2016年障害者の権利法」『関西大学法学論集』第67巻第5・6号 201-247頁
- 孝志延夫・浅野宜之 (2018b) 『インドの憲法〔新版〕「国民国家」の困難性と可能性』

関西大学出版部

小林昌之編（2010）『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』アジア経済研究所研究双書No.585 日本貿易振興機構アジア経済研究所

同編（2012）『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進—』アジ研選書No.31 日本貿易振興機構アジア経済研究所

同編（2015）『アジアの障害者教育法制—インクルーシブ教育実現の課題—』アジ研選書No.38 日本貿易振興機構アジア経済研究所

同編（2017）『アジア諸国の女性障害者と複合差別』アジア経済研究所研究双書No.629 日本貿易振興機構アジア経済研究所

森壮也編（2011）『南アジアの障害当事者と障害者政策—障害と開発の視点から—』アジ研選書27 日本貿易振興機構アジア経済研究所

Commercial's Law Publishers（2018）*The Rights of Persons with Disabilities Act, 2016*, Commercial's Law Publishers, New Delhi.

表1 1995年法及び2016年法の条文タイトル (仮訳)

章・条番号	1995年法	章・条番号	2016年法
	総則	第1章	予備規定
1	略称及び施行	1	略称及び施行
2	定義	2	定義
第2章	中央調整委員会	第2章	権利及び権原
3	中央調整委員会	3	平等及び非差別
4	委員の任期	4	障害のある女性及び児童
5	欠格事由	5	地域生活
6	委員の空席	6	残虐かつ非人間的扱いからの保護
7	中央調整委員会の会合	7	虐待、暴力及び搾取からの保護
8	中央調整委員会の機能	8	保護及び安全
9	中央執行委員会	9	家庭及び家族
10	中央執行委員会の機能	10	リプロダクティブ・ライツ
11	中央執行委員会の会合	11	投票へのアクセス
12	中央執行委員会の特定の目的のための一時的提携	12	司法へのアクセス
第3章	州調整委員会	13	法的人格
13	州調整委員会	14	法的能力
14	委員の任期および待遇	15	支援機関の選任
15	欠格事由	第3章	教育
16	委員の空席	16	教育機関の義務
17	州調整委員会の会合	17	インクルーシブ教育推進のための特別手段
18	州調整委員会の機能	18	成人教育
19	州執行委員会	第4章	技能開発及び雇用
20	州執行委員会の機能	19	職業訓練及び自営業
21	州執行委員会の会合	20	雇用における差別の禁止
22	州執行委員会の特定の目的のための一時的提携	21	機会均等政策
23	指令発出権限	22	記録の管理
24	手続きの非無効化	23	苦情処理官
第4章	障害の予防及び早期の抑制	第5章	社会保障、保健、リハビリテーション及びレクリエーション
25	障害発生の予防のために関連する政府及び地方機関が特定の手段をとること	24	社会保障
第5章	教育	25	ヘルスケア
26	障害がある児童に対する関連する政府及び地方機関による無償教育等の提供	26	保険制度
27	関連する政府及び地方機関による成人教育の計画及びプログラムの策定	27	リハビリテーション
28	新たな支援機器、教育支援等のデザイン及び開発についての研究	28	調査研究
29	障害がある児童のための学校における人材育成のための教員研修施設の関連する政府による設置	29	文化及びレクリエーション
30	交通手段、書籍等の給付	30	スポーツ活動
31	視覚障害のある学生に対する教育機関による筆記者の提供	第6章	基準値以上の障害者に対する特別規定
第6章	雇用	31	基準値以上の障害がある児童に対する無償教育
32	障害者に留保しうる職種の特定	32	高等教育機関における留保
		33	留保ポストの明示
		34	留保
		35	民間部門における使用者のインセンティブ
		36	特別雇用安定所
		37	特別計画及び発展事業

章・条番号	1995年法	章・条番号	2016年法
33	職種の留保	第7章	高度な支援を必要とする 障害者のための特別な規定
34	特別雇用計画		38
35	事業所の保有する記録又は書面の調査 権限	第8章	
36	空席の職位の繰延	39	啓蒙キャンペーン
37	使用者による記録の保管	40	アクセシビリティ
38	障害者の雇用を保証するスキーム	41	交通機関のアクセス
39	すべての教育機関における障害者の留保	42	情報及びコミュニケーション技術への アクセス
40	貧困対策事業における留保	43	消費財
41	障害者の5%雇用枠を保証するための 使用者に対するインセンティブ	44	アクセシビリティ規範の遵守
第7章	アフターマティプ・アクション	45	既存のインフラストラクチャー及び施設 をアクセス可能にするための期限
42	障害者に対する支援及び装具	46	サービス提供者のアクセシビリティに 関わる期限
43	特定の目的のための土地の優先的割当 スキーム	47	人的資源開発
第8章	非差別	48	社会監査
44	交通における非差別	第9章	障害者のための組織の登録 及びその認証
45	道路における非差別	49	関連する機関
46	建築環境における非差別	50	登録
47	政府の雇用における非差別	51	登録認証の申請及び認可
第9章	研究および人材開発	52	登録の取消
48	研究	53	異議申立て
49	研究推進のための大学に対するインセン ティブ	54	連邦又は州政府により設置又は運営さ れている組織に対する適用除外
第10章	障害者のための組織	55	登録団体に対する支援
50	関連する機関	第10章	特定障害の認定
51	認証又は登録なく障害者のための施設 を設置又は運営することの不可能性	56	特定障害の査定のためのガイドライン
52	登録の認証	57	認定機関の指定
53	認証の取消し	58	認定手続き
54	異議申立て	59	障害認定の決定に対する異議
55	連邦又は州政府により設置又は運営さ れている組織に対する適用除外	第11章	連邦及び州障害諮問評議会 及び県レベル委員会
第11章	重度の障害者のための組織	60	連邦障害諮問評議会の構成
56	重度の障害者のための組織	61	委員の職務条件
第12章	チーフコミッショナー 及びコミッショナー	62	欠格事由
57	障害者チーフコミッショナーの任命	63	委員の空席
58	チーフコミッショナーの職務	64	連邦障害諮問評議会の会合
59	障害者の権利侵害に対する不服申立て のチーフコミッショナーによる審査	65	連邦障害諮問評議会の職務
60	障害者コミッショナーの任命	66	州障害諮問評議会
61	コミッショナーの権限	67	委員の職務条件
62	障害者の権利侵害に対する不服申立て のコミッショナーによる審査	68	欠格事由
63	民事裁判所としての権限をもつための 権能及び官吏	69	委員の空席
64	チーフコミッショナーによる年次報告	70	州障害諮問評議会の会合
		71	州障害諮問評議会の職務
		72	県レベル障害委員会

(資料) インド障害法の変容

章・条番号	1995年法	章・条番号	2016年法
65	コミッショナーによる年次報告	73	空席を理由とした手続きの無効
第13章	社会保障	第12章	障害者チーフコミッショナー及び州障害者コミッショナー
66	関連する政府及び地方機関によるリハビリテーションの実施	74	チーフコミッショナー及びコミッショナーの任命
67	障害がある被雇用者に対する保険制度	75	チーフコミッショナーの職務
68	失業給付金	76	チーフコミッショナーによる勧告に対する関連する機関の行為
第14章	雑則	77	チーフコミッショナーの職務の権限
69	障害者に対する利益の詐取に対する処罰	78	チーフコミッショナーによる年次及び特別報告書
70	チーフコミッショナー、コミッショナー、官吏その他の職員	79	州コミッショナーの任命
71	善意の行為の保護	80	州コミッショナーの職務
72	他の法律に追加又は逸脱しない法律	81	州コミッショナーによる勧告に対する関連する機関の行為
73	関連する政府の規則制定権限	82	州コミッショナーの権限
74	1987年法律第39号の改正	83	州コミッショナーによる年次及び特別報告書
		第13章	特別法廷
		84	特別法廷
		85	特別検察官
		第14章	国家障害者基金
		86	国家障害者基金
		87	計算書及び監査
		第15章	州障害者基金
		88	州障害者基金
		第16章	違反行為及び処罰
		89	本法及び本法に基づく規則若しくは規制の規定の違反に対する処罰
		90	法人による違反
		91	基準値以上の障害者の福利の詐取に対する処罰
		92	残虐な犯罪に対する処罰
		93	情報提供の瑕疵に対する処罰
		94	関連する政府による事前の懲戒
		95	別の処罰
		第17章	雑則
		96	他の法律の適用
		97	善意の行為の保護
		98	問題の除去
		99	附則の改正権限
		100	連邦政府の規則制定権限
		101	州政府の規則制定権限
		102	廃止及び保持

表2 1987年法及び2017年法の条文タイトル（仮訳）

1987年法		2017年法	
第1章	予備規定	第1章	予備規定
1	略称及び施行	1	略称、適用範囲及び施行
2	定義	2	定義
第2章	精神保健機関	第2章	精神病の診断並びに精神保健及び診療の決定権限
3	連邦精神保健サービス機関	3	精神障害の診断
4	州精神保健サービス機関	4	精神保健ケア及び診療の決定権限
第3章	精神病院及び精神障害療養所	第3章	事前指示
5	精神病院及び精神障害療養所の設置及び運営	5	事前指示
6	許可のみによる精神病院及び精神障害療養所の設置及び運営	6	事前指示手続
7	許可申請	7	オンライン登録の管理
8	許可及び不許可	8	事前指示の取消、改訂及び解除
9	許可の期間及び更新	9	緊急治療における事前指示の不適用
10	規定の条件に従い維持される精神病院及び精神障害療養所	10	事前指示遵守義務
11	許可の取消	11	事前指示再検討、変更、修正又は取消権限
12	異議申立て	12	事前指示の見直し
13	精神病院及び精神障害療養所の査察並びに患者の訪問	13	事前指示に係る医療保健従事者の責任
14	外来患者の治療	第4章	指名代理人
第4章	精神病院又は精神障害療養所への入所及び拘束	14	指名代理人の任命及び取消
15	成人による任意の患者としての入所申請	15	未成年の指名代理人
16	後見人による被後見人の入所申請	16	協議会による指名代理人の取消、変更等
17	任意の患者の入所及び規制	17	指名代理人の責務
18	任意の患者の退所	第5章	精神病者の権利
19	特定の状況における精神障害者の入所	18	精神保健ケアへのアクセスの権利
20	収容命令の申立て	19	地域生活の権利
21	診断書の書式及び内容	20	残虐、非人間的及び名誉を棄損する扱いから保護される権利
22	収容命令申立ての手続き	21	平等および非差別の権利
23	特定の精神障害者に関わる警察官の権限及び責務	22	情報への権利
24	精神障害者の出廷手続き	23	秘密保持への権利
25	精神障害者が虐待を受け又は適切な監護を受けなかった場合の命令	24	精神障害に関する情報の公開の制限
26	検査後の入院患者としての入所	25	医療記録へのアクセスの権利
27	精神障害者の入所及び退所	26	個人的接触及びコミュニケーションの権利
28	医官による報告書により精神障害者とされる人の退所	27	法律扶助への権利
29	精神病院又は精神障害療養所への転院による精神障害者の退所	28	サービス給付の不備に対する不服申立ての権利
30	精神障害者の身体診察の手続き	第6章	関連する政府の責務
31	収容命令権限	29	精神保健及び予防プログラムの推進
32	医官責任者への収容命令の送付	30	精神保健及び精神病に対する意識の創出並びに精神病に伴うスティグマの減少
33	収容命令による受入先としての精神病院又は精神障害療養所の制限	31	人材育成及び研修に対する関連する政府による手段の実施
		32	関連する政府機関間の調整

(資料) インド障害法の変容

	1987年法		2017年法
	34 命令又は書面の改変	第7章	中央精神保健機関
	35 収容命令が出された者の代理人の任命	33	中央機関の設置
	36 特定の事例において治安判事としての権限を行使し及び職務を遂行する官吏	34	中央機関の構成
第5章	財産を保有する精神障害者、その年金の保管及び財産の管理に関わる司法の審理	35	長及び委員の任期、給与及び報酬
		36	辞任
37	視察者の任命	37	空席の補充
38	視察者による月次監査	38	空席等による中央機関における手続きへの無関係
39	精神障害のある受刑者の監査	39	特定の会合に係る会合への委員の不参加
40	担当医官による退所命令	40	中央機関の官吏及びその他の雇人
41	申立てによる精神障害者の退所	41	中央機関の最高執行官の事務
42	親族又は友人等による精神障害者に対する適正な監護の引受けによる退所命令	42	中央機関の財産の移転及びその他の責任
43	自身の要請による退所	43	中央機関の事務
44	検査の結果健康であると診断された者の退所	44	中央機関の会合
45	一時退所許可	第8章	州精神保健機関
46	治安判事による一時退所許可	45	州機関の設置
47	精神病院又は精神障害診療所から他の精神病院又は精神障害療養所への移転	46	州機関の構成
48	特定の事例における入所、退所及び再入所	47	長及び委員の任期、給与及び報酬
49	治安判事の命令に対する異議申立て	48	辞任
第6章	司法による審理の申立て	49	空席の補充
		50	空席等による中央機関における手続きへの無関係
50	審理において裁判所の認定した事実の記録	51	特定の会合に係る会合への委員の不参加
51	精神障害者のための後見人及び財産のための管財人の任命規定	52	州機関の官吏及びその他の雇人
52	精神障害者の後見人の任命	53	州機関の最高執行官の事務
53	精神障害者の財産の管理のための管財人の任命	54	州機関の財産の移転及びその他の責任
54	県長官による管財人の任命	55	州機関の事務
55	保釈金支払を実行する管財人	56	州機関の会合
56	後見人及び管財人の任命並びに報酬	第9章	財務、会計及び監査
57	後見人及び管財人の責務	57	連邦政府から中央機関への補助
58	管財人の権限	58	中央精神保健機関基金
59	管財人による財産目録及び年次計算書の整備	59	中央機関の会計及び監査
60	県裁判所の命令の下での管財人の譲渡証書執行権限	60	中央機関の年次報告書
61	県裁判所の指示に基づく管財人による契約	61	州政府からの補助
62	商業財産の処分	62	州精神保健機関基金
63	賃借権の処理	63	州機関の会計及び監査
64	精神障害者に関わる命令の制定権限	64	州機関の年次報告書
65	財産目録又は計算書の正確性に疑義があるときの手続き	第10章	精神保健施設
66		65	精神保健施設の登録
		66	精神保健施設の登録、査察及び審問手続き
		67	精神保健施設の監査
		68	査察及び審問
		69	機関の命令に対する高等裁判所への異議申立て
		70	精神保健施設の登録証、手数料及び登録
		71	精神保健施設の登録のデジタル形式での管理

	1987年法		2017年法
67	国庫への払込及び収益の投資	72	精神保健施設の情報表示義務
68	親族の提訴可能性	第11章	精神保健評議会
69	管財人及び後見人の罷免	73	精神保健評議会の設置
70	精神障害者がパートナーである組合の解散及びその財産の処分	74	評議会の構成
71	特定の事例において管財人の任命なく精神障害者への扶養に財産を充当する権限	75	議長及び評議員の任期、給与及び報酬
72	特定の事例における精神障害者の保有する株式等の移転命令発出権限	76	機関及び評議会の決定
73	インド領外に在住の精神障害者の株式等の移転命令発出権限	77	評議会への申立て
74	一時的な精神障害の場合に精神障害者の扶養に財産を充当する権限	78	みなし司法手続きとしての評議会の手続き
75	県裁判所が精神障害状態が停止したとみなすとき処遇を無効にすること	79	会合
76	異議申立て	80	評議会における手続き
77	県裁判所の規程制定権	81	指導書作成のための中央機関による専門家委員会の任命
第7章	精神病院又は精神障害診療所に収容された精神病患者の費用に係る責任	82	評議会の権限及び事務
78	政府の支出により扶養の費用を充当する特定の事例	83	機関又は評議会の命令に対する高等裁判所への異議申立て
79	精神障害者の財産又は扶養する義務を負う者による扶養費用の支出に対する県裁判所への申立て	84	連邦政府からの補助
80	精神障害者を扶養する法的義務を負う者の免責	第12章	入所、治療及び退所
第8章	精神障害者の人権保護	85	精神障害者の精神保健施設への任意入所
81	精神障害者について人権侵害なく処遇されること	86	任意入所及び治療
第9章	罰則及び手続	87	未成年者の入所
82	精神病院又は精神障害療養所の第3章の規定に抵触する設置及び運営に対する罰則	88	任意患者の退所
83	精神障害者の不適切な入所に対する罰則	89	高度の支援を必要とする精神障害者の精神保健施設への30日未満の入所及び治療（支援入所）
84	第60条及び第69条違反に対する罰則	90	高度の支援を必要とする精神障害者の精神保健施設への30日以上の入所及び治療（30日以上支援入所）
85	その他の違反行為に対する一般的罰則	91	一時退所許可
86	法人による違反	92	許可なき一時退所又は退所
87	起訴に対する制裁	93	精神保健施設から他の施設への移転
第10章	雑則	94	応急治療
88	保釈金に関する規定	95	禁止措置
89	医務官による報告書	96	精神障害者への精神外科治療の制限
90	政府により支出される精神障害者に対する年金等	97	拘束及び隔離
91	特定の事例における州の支出による精神障害者に対する法律扶助	98	退所計画
92	善意による行為の保護	99	調査
93	本法における参照の解釈	第13章	その他の機関の責任
		100	警察官の精神障害者に対する義務
		101	私人宅において虐待又は遺棄されている精神障害者の治安判事への報告
		102	治安判事による精神障害者の精神保健施設への搬送及び入所
		103	精神障害のある受刑者
		104	保護施設入所者
		105	司法手続きにおける精神障害の問題

(資料) インド障害法の変容

1987年法		2017年法	
94	中央政府及び州政府の規則制定権限	第14章	専門家の管轄外の職務の遂行に対する制限
95	中央政府又は州政府制定のの提出	106	専門家の管轄外の職務の遂行に対する制限
96	他の法令に対する影響	第15章	違反及び罰則
97	問題解決権限	107	精神保健施設の本法の規定に抵触する設置及び運営に対する罰則
98	廃止及び存続	108	本法又は本法に基づく規則若しくは規程の条項との抵触に対する罰則
		109	法人による違反
		第16章	雑則
		110	情報開示命令権限
		111	中央政府の指令発出権限
		112	中央政府の中央機関に対する優越
		113	州政府の州機関に対する優越
		114	東北部及び丘陵地域諸州に対する特別規定
		115	自殺未遂における重度のストレスの推定
		116	管轄権の制限
		117	移行規定
		118	みなし公務員としての機関及び評議会の長、委員並びに職員
		119	善意による行為の保護
		120	本法の効力の優越
		121	中央政府及び州政府の規則制定権限
		122	中央機関の規程制定権限
		123	州機関の規程制定権限
		124	規則及び規程の提出
		125	問題解決権限
		126	廃止及び存続

